

函館市通学バス等運行経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市立小中学校に通学する児童生徒のため、地域の特別な事情から保護者等で組織する地域団体（以下「団体」という。）が自ら通学バス等を運行するとき、その団体に対し、通学バス等の運行に要する経費の一部を補助し、当該児童生徒の通学の安全および保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助基準)

第2条 片道の通学距離が児童にあっては概ね2km以上、生徒にあっては概ね3km以上あり、市が運営するスクールバスの対象となっていない地域で、函館市立小学校、中学校および義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和46年教育委員会規則第7号）第2条で定められた学校に通学する場合、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業を営む事業者と運行契約を締結し通学バス等を運行する団体に対し、通学バス等の運行に要する経費の一部を補助する。なお、別表の対象地域から指定変更許可学校に通学する場合も、補助の対象とする。

2 通学距離とは、自宅から通学する小中学校までの最も合理的な経路により通学する場合の距離とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、通学バス等の運行に要する経費の3分の1の額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする者は、前年度の10月末までに、補助金交付要望書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請および交付決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 当分の間、第3条の規定の適用については、同条中「通学バス等の

運行に要する経費の3分の1の額」とあるのは、「通学バス等の運行に要する経費の3分の1の額（令和3年度にこの要綱に基づく補助を受けた者にあつては、当該額に当該経費から当該額および当該者の利用料収入その他の当該額以外の収入の額を控除した額を加算した額（当該加算した額が当該経費の2分の1の額を超える場合は、当該経費の2分の1の額））」とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

対象地域	指定学校	指定変更許可学校
小学校		
東山町150～278番地	北日吉小学校	東山小学校または鍛神小学校
東山町20番地 東山町105～149番地	東山小学校	北日吉小学校または鍛神小学校
中学校		
東山町105～149番地	本通中学校	北中学校
東山町20番地 東山町150～278番地	北中学校	本通中学校